

## 基準に係る本学の特徴及び目的

### 1 特徴

上越教育大学は、学校教育に関する理論的かつ実践的な教育研究を推進するために、昭和53年10月に開学した、いわゆる「新構想の教育大学」である。教員には教科に関する専門的な学力はもちろんのこと、教育者としての使命感、人間愛に支えられた広い一般教養、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、優れた教育技術等専門職としての高度な資質能力が必要不可欠である。本学は、これらの要請に積極的に応えるため、教育の最も基本を形成する初等教育教員の養成を行う学部と、初等中等教育諸学校教員に研究・研鑽の機会を提供する大学院（修士課程）を備えた「教員に開かれた大学院を中心とする新しい大学」として創設された。

学部の教育は、このような新構想の理念に基づき、特に1年次から4年次までの系統的で体系的な教育実習や専門セミナー等に代表される少人数教育システムの導入をはじめ、教育実践力の育成強化のための様々な教育活動を展開しており、本学独自の内容と方法を誇っている。創設後30年ほどの歴史しかないものの、本学学部教育の成果は、各都道府県教育委員会等からも高く評価されており、近年における本学の教員採用率は常に全国上位を維持している。

また、大学院（修士課程）も、上記の本学設置の趣旨に基づき、主として初等中等教育の実践に関わる高度な総合的・専門的研究能力を育成し、学校教育の場における教育研究の推進者を養成すること（高度な「専門職業人」の育成）を目的として、「初等中等教育諸学校で3年以上の教職経験を有する者に入学定員枠の3分の2程度」を充て、現職教員の再教育に努めている。この点も、本学の大きな特徴の一つとして指摘できよう。

平成8年4月には、本学、兵庫教育大学、鳴門教育大学及び岡山大学を構成大学とする「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）」が教員養成系大学・学部としては初めて設置された。この大学院（博士課程）は、各構成大学大学院（修士課程）の実績を踏まえつつ、学校教育における教育活動と教科の教育に関する実践的研究を行い、この分野における研究者と指導者を養成することを目的としている。上越教育大学は、かかる大学院（博士課程）の設置をもって、学部と大学院修士課程及び博士課程を擁する教育総合大学としての体制を整え、今日に至っている。教員養成系大学・学部として、数少ない博士課程を包摂した教育総合大学としての組織形態もまた本学の特徴である。

本学ではこれまで、修士課程修了者4,649名（うち現職教員は2,922名）、学部卒業生4,264名を送り出しており、それぞれ教育の最前線で全国的に活躍している。

教育を取り巻く環境は時代とともに変わっても、教員に求められるもの、期待されるものは常に大きな社会的関心事であり、本学ではそれらの期待に応えるべく多くの改革を行ってきた。平成9年には学部を中心とした教育課程を見直した。さらに、平成12年には教育課程と教育組織を大幅に再編した大学改革を実施し、専攻・コースの抜本的な再編、専攻別入学定員の変更等の改組を行い、子どもの学習場面に臨みながら教員としての能力の向上を目指す「学習臨床コース」や、子どもの発達について適切に且つ柔軟に支援することができる実践的指導力を備えた教員の養成を目指す「発達臨床コース」を新設するなど、多様化する教育現場からの要請に対応してきた。つまり、学校教育の諸課題を臨床的に解決できる教育研究の推進者の養成を目指すものとしたのである。

現在も展開されている「学部・大学院の連続的学習」や「学部学生と大学院学生との合同授業・共同研究」

をはじめ、他の大学・学部には類をみない独創性豊かな種々の実践的・臨床的な教育研究活動は、まさに本学を象徴する特色の一つであろう。

特に平成12年度の改革では、大幅なカリキュラムの見直しを行った。改革の視点は、入学早期から自らの適性理解と教職への確かな自覚を促す教職キャリア教育の充実にあった。「人間教育学セミナー」、高校までの教科学習を再整理し教科専門に移行させるための「ブリッジ科目」、自己・他者理解としての「表現」、年間を通して児童と関わる「学びクラブ」や社会教育活動に参画する「ボランティア体験」、身体活動としての「体験学習」等の新設科目を、1～4年次までの教育実習体系に有機的に位置づけた。

しかし、これらの経験知や教職・教科専門での学習知が実践的指導力と結びつくためには、学生の主体性を促す教育実習改革が不可欠であると考え、平成14年度に全国で最初となる分離方式による初等教育実習を導入した。現場教員からの評価では、「分離方式は、教育実習の質的改善につながった」とする回答が98%に達するなど、高い評価を得ることができた。さらに平成17年度からは総合インターンシップを導入し、責任を持って教育現場に輩出する体制の構築を図ってきている。

平成13年「心理臨床分野」の新設、平成17年「小学校英語教育部門」及び「理科野外観察指導者養成部門」の新設、平成18年「学校ヘルスケア分野」の新設など、本学では常に社会の要請を見据えた改革を進めている。

これらの成果を踏まえ、平成17年度「特色ある大学教育支援プログラム」(特色GP)に本学が申請した『教職キャリア教育による実践的指導力の育成 - 分離方式の初等教育実習を中核として - 』が採択され、脚光を浴びている。今回採択された本プログラムの特色は、「分離方式の初等教育実習」を中核とし、教職キャリア教育をシステムとして体系化し、学生の実践的指導力の育成を目的としたトータルな取組にある。

さらに、本学では、立場の異なる人々が共通の実践的課題に取り組みながら、多面的な協働力を生起させることによって、実践的で豊かな学びを成立させるマルチコラボレーションという方式に着目した。この方式は、『マルチコラボレーションによる実践力の形成 - 学校現場の教育課題に対応した学校教育プログラムと大学の教師教育プログラムの開発を通して - 』として平成17年度「大学・大学院における教員養成推進プログラム」(教員養成GP)に申請し、採択された。

本プログラムの特色は、現職教員の大学院生と教職経験のない大学院生のチーム、大学教員のチーム、協力校の教員チームが、多面的な協働(マルチコラボレーション)の中で各々の実践的力量や専門性を高めることにある。長期的アクションリサーチによって協力校の教育課題の解決に資する学校教育プログラムを開発・実施し、開発したプログラムを題材に、学生や現職教員を対象とする大学の教師教育プログラムを開発・実施するものである。

上越教育大学は、これまでの実績を踏まえつつも、新構想の理念を更に発展させ、教育の実践・研究の両面において、我が国をリードすることのできる全国の教員養成モデル大学となることを目指し、教育実践の高度化と学校現場に適応した教育理論の構築に最善を尽くしていきたい。

## 2 目的

### (1) 本学の目的

本学は、学校教育法に基づき、学校教育に係る諸科学の研究を推進するとともに、教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養、高い学識及び優れた技能を併せ備えた有為の教育者を養成することを目的とする。

その目的を達成すべく、教育の最も基本を形成する初等教育教員の養成を行う学部と、初等中等教育諸学校教員に研究・研鑽の機会を提供する大学院(修士課程)を備え、学部においては、教育実践力の育成を大きな柱として掲げ、カリキュラムの中に教育実習の体系化を図ってきた。また、大学院(修士課程)においては、

初等中等教育の場における教育研究の推進者を養成することを目的として、特に現職教員の再教育に努めてきた。

教員に求められる資質とは何か。それは、専門職としての高度の能力である。これらの能力をいかに修得させるか、「教員に開かれた大学院を中心とする新しい大学」として昭和53年の開学以来、本学が一貫して追究してきた課題である。教育を取り巻く環境は時代とともに変わっても、教員に求められるもの、期待されるものは常に大きな社会的関心事であり、本学ではそれらの期待に応えるべく絶えず工夫・改善を重ねてきた。

現在、教職大学院設置に向けて、学びの場としてさらに教育現場に一步踏み込み、学校課題を現場の視点と協働的に解決していく「臨床力」と「協働力」をキーワードとした取り組みを構想している。

上越教育大学は、特に現代の複雑さを増している教育諸問題と諸課題に臨床的に対処できる一層高度な教育研究の推進者を養成し、激動する21世紀の教育を担い得る指導的な人材を、より積極的に育成すべく、教育実践の高度化と学校現場に適応した教育理論の構築に最善を尽くしていきたい。

## (2) 学校教育学部（初等教育教員養成課程）の目的

本学学校教育学部は、初等教育教員に対する社会的要請に応えるべく、深い人間理解と豊かな学識を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。そのため、教職への関心と意欲を持つ学生を全国から広く募り、臨床的考察に基づく人間理解と実践力とともに、人文科学・社会科学・自然科学・芸術・スポーツについてバランスのとれた専門的な能力を育成するような教員養成教育を提供することにより、教育者としての使命感と人間理解を含む深い学識に支えられた臨床的な実践力を持った初等教育教員を養成する。

## (3) 大学院学校教育研究科（修士課程）の目的

本学大学院は、学校教育研究科（修士課程）とし、初等中等教育の臨床的な実践力に関わる諸科学の総合的・専門的研究を推進するとともに、初等中等教育諸学校教員に対する資質能力の向上という社会的要請に応えるため、高度の学習と研究の機会を与えるものであり、目的として次の項目が挙げられる。

主として初等中等教育諸学校教員に対する再教育の機会を付与することで、学校教育に関する理論と方法を教授し、広い視野に立つ精深な学識を授ける。

初等中等教育の場において創造的な教育・研究に取り組む力量を形成させるとともに、実践力に富む指導的な初等中等教育諸学校教員の育成を行う。

## 自己点検・評価

- 1 **基準 1 - 1**：大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

### (1) 観点・指標ごとの分析

**観点 1 - 1**：目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

#### （観点・指標に係る状況）

昭和53年10月に「新構想の教育大学」として開学した本学は、昭和56年3月18日に学則を制定した。その内容は現在に受け継がれており、学則第1条第2項（別添資料1-1-1「国立大学法人上越教育大学学則（抄）」参照）に、「本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、学校教育に係る諸科学の研究を推進するとともに、教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養、高い学識及び

優れた技能を併せ備えた有為の教育者を養成することを目的とする。」として、その目的を規定している。

学則第32条（別添資料1-1-1「国立大学法人上越教育大学学則（抄）」参照）に、「学校教育学部は、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。」として、その目的を規定している。

学則第64条（別添資料1-1-1「国立大学法人上越教育大学学則（抄）」参照）に、「大学院は、学校教育に関する理論と方法を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授けるとともに、教育にたずさわる者が初等中等教育の場において教育研究を創造的に推進することのできる能力を高めることを目的とする。」として、その目的を規定している。

以上のことから、本学では学則において、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、養成しようとする人材像及び学生に習得させるべき能力等の教育目標を含め、達成しようとする基本的な成果等を定めている。条文の定める内容については、それらの規定の基となっている本学創設の趣旨・目的等を大学概要（別添資料1-1-2「上越教育大学概要（創設の趣旨・目的）」参照）、公式ホームページ（別添資料1-1-3「上越教育大学ホームページ（創設の趣旨・目的）」参照）、学生募集要項（別添資料1-1-4「平成18年度上越教育大学学生募集要項（教育の理念・目的、養成したい教員像）」参照）及び大学院案内（別添資料1-1-5「2007大学院案内（上越教育大学大学院の趣旨・目的）」参照）に掲載している。

#### （分析結果とその根拠理由）

学則により、大学・学部・大学院の目的を個々に定め、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、養成しようとする人材像及び学生に習得させるべき能力等の教育目標を含め、達成しようとする基本的な成果等を定めているといえよう。

また、条文の定める内容については、それらの規定の基となっている本学創設の趣旨・目的等を大学概要、公式ホームページ、学生募集要項及び大学院案内に掲載することによって、社会に明示している。

以上のことから、大学は、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等を、明確に定めているといえる。

**観点1-1-1**：学部の目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から、外れるものでないか。

#### （観点・指標に係る状況）

学校教育法第52条には、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と規定されている。

学則第32条（別添資料1-1-1「国立大学法人上越教育大学学則（抄）」参照）は、「学校教育学部は、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、広く豊かな知識を授けるとともに、教育実践の場における優れた指導力を備えた初等教育教員を養成することを目的とする。」としており、本学の学部も学校教育法の規定に則って創設されたことは言うまでもない。

#### （分析結果とその根拠理由）

本学は、「教育者としての使命感と人間愛に支えられた広い一般的教養、教科に関する専門的学力、教育の理念、方法及び人間の成長や発達についての深い理解、優れた教育技術など」を兼ね備えた専門職と

しての教員の養成を目的としており、大学本来の使命の上に立って構想されたものであり、学部の目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から、外れるものではないことが明らかである。

**観点 1 - 1 -** : 大学院修士課程の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から、外れるものでないか。

#### **(観点・指標に係る状況)**

学校教育法第65条には、「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」とされ、さらに、「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。」と規定されている。

学則第64条(別添資料1-1-1「国立大学法人上越教育大学学則(抄)」参照)は、「大学院は、学校教育に関する理論と方法を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授けるとともに、教育にたずさわる者が初等中等教育の場において教育研究を創造的に推進することのできる能力を高めることを目的とする。」としており、一見、学校教育法と整合していないような印象を受ける。

しかしながら、学校教育法を受けて規定されている大学院設置基準には、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。」とされており、本学の大学院も上記に則って創設されたことは言うまでもない。

#### **(分析結果とその根拠理由)**

本学は、「教育者としての使命感と人間愛に支えられた広い一般的教養、教科に関する専門的学力、教育の理念、方法及び人間の成長や発達についての深い理解、優れた教育技術など」を兼ね備えた専門職としての教員の養成を目的としていることから、現在の学校教育法の規定では専門職大学院に近いと解されるが、大学院本来の使命の上に立って構想されたものであり、大学院修士課程の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から、外れるものではないことが明らかである。

## **(2) 優れた点及び今後の検討課題**

### **(優れた点)**

学則により、大学・学部・大学院の目的を個々に定め、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、養成しようとする人材像及び学生に習得させるべき能力等の教育目標を含め、達成しようとする基本的な成果等を定めている。

また、条文の定める内容については、学校教育法に規定された、大学及び大学院一般に求められる目的から、外れるものではないことが明らかであり、その内容を詳細に説明した文章を大学概要、公式ホームページ、学生募集要項及び大学院案内に掲載することによって、社会に明示している。

### **(今後の検討課題)**

現時点では課題とは言えないが、本学では、現在、教育実践の高度化と学校現場に適応した教育理論の構築に向けて、学びの場にさらに一歩踏み込み、学校課題を現場の視点と協働的に解決していく「臨床力」と「協働力」をキーワードとした教職大学院の設置を構想していることから、教職大学院が設置される場合には、修士課程と専門職学位課程の目的を学校教育法第65条の規定に沿って整理することとなる。

2 基準1-2：目的が，大学の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点1-2-1：目的が，大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

（観点・指標に係る状況）

本学の目的，基本理念，具体的な目標・計画及び教育目標は，本学公式ホームページ上に本学の概要及び中期目標・中期計画等として掲載し（別添資料1-2-1-1「上越教育大学ホームページ」参照），教職員及び学生が常時閲覧できるようにするとともに，教職員には，刊行物として発行している『上越教育大学概要』及び『学生募集要項』等を配付しており，また，学生には，新入生オリエンテーション及び学部3年生を対象とした教員養成課程学生合宿研修において，担当副学長から周知している。さらに，教職員及び学生等に広報誌『J U E N』を配付し，本学の教育研究の取り組み等を周知している。（別添資料1-2-1-2「平成17年度広報刊行物一覧」参照）

また，各専攻・コース・分野別に学生募集用のリーフレットを平成11年度から作成しているとともに，公式ホームページに教育研究上等の必要な情報を掲載し，積極的な情報の提供に努めている。

（分析結果とその根拠理由）

本学の目的，基本理念，具体的な目標・計画及び教育目標は，すべての学生・教職員がホームページを通して閲覧することができるようになっているとともに，印刷物の配付や研修における説明などにおいて周知している。

観点1-2-2：目的が，社会に広く公表されているか。

（観点・指標に係る状況）

本学の目的，基本理念，具体的な目標・計画及び教育目標は，本学公式ホームページ上に本学の概要及び中期目標・中期計画及びアドミッションポリシー等として掲載することにより，広く社会に公表するとともに，教育研究上等の必要な情報を掲載し，積極的な情報の提供に努めている。また，刊行物として『上越教育大学概要』（別添資料1-2-2-1「上越教育大学概要（抜粋）」参照），『上越教育大学大学案内』，『上越教育大学大学院案内』及び『学生募集要項』（別添資料1-2-2-2「学生募集要項（抜粋）」参照）に記載されており，さらに，本学の教育研究の取り組み等を紹介する広報誌として『J U E N』を刊行している。

『上越教育大学概要』は，文部科学省，各国立大学，教育関係機関，来学者及び教職員に配付し，その他刊行物は内容に応じて各国公私立大学，教育委員会，教育実習協力校，各高等学校，受験希望者，修了生，学部学生，大学院学生，学部学生保護者等に適宜配付し，社会に広く公表している。

また，大学説明会や大学見学の際にも大学の目的や基本理念などを説明するとともに，刊行物を配付している。

（分析結果とその根拠理由）

公式ホームページに，目的，基本理念，具体的な目標・計画及び教育目標を掲載するとともに，目的等を掲載した印刷物を広く配付し，また，大学説明会等の参加者にも説明するなど社会に広く公表している。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

（優れた点）

各種広報関係書類の充実を図り、その配付と周知を徹底する取り組みは、教育目的及び目標の趣旨を実現する上で優れている。

学生に対して、入学時のみでなく3年次にも周知する取り組みを行っている。

#### **(今後の検討課題)**

学生に対して、履修の手引きにも教育目標等を掲載するなど、さらなる周知の取り組みも望まれる。

#### **基準1の自己評価の概要**

上越教育大学は、教育実践の場における優れた指導力を備えた初等教育教員の養成を行う学部と、初等中等教育諸学校教員に研究・研鑽の機会を提供する大学院（修士課程）を備えた「教員に開かれた大学院を中心とする新しい大学」として創設された。

学部はこのような新構想の理念に基づき、1年次から4年次までの系統的で体系的な教育実習や、専門セミナー等に代表される少人数教育システムの導入をはじめ、教育実践力の育成強化のための様々な教育活動を展開し、独自の内容と方法を誇っている。また、大学院（修士課程）は、主として初等中等教育の実践に関わる高度な総合的・専門的研究能力を育成し、学校教育の場における高度な「専門職業人」の育成を目的として、特に現職教員の再教育に努めてきた。

さらに、本学、兵庫教育大学、鳴門教育大学及び岡山大学によって「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）」が、教員養成系大学・学部として初めて設置され、学校教育における研究者と指導者を養成している。このように、上越教育大学は、教員養成系大学・学部として数少ない博士課程をも包摂した教育総合大学として発展している。

教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、達成しようとしている基本的な成果等、大学の目的については、学則第1条、学則第32条、学則第64条などで明確に定められており、その内容は学校教育法に規定された、大学一般および大学院一般に求められる目的に適合するものとなっている。

以上については、その内容を詳細に説明した文章を大学概要、公式ホームページ、学生募集要項及び大学院案内等に掲載することによって、社会に明示している。また、学生には、新入生オリエンテーション及び学部3年生を対象とした教員養成課程学生合宿研修や、広報誌『JUE N』を配付し、本学の教育研究の取り組み等を周知している。また、各専攻・コース・分野別に学生募集用のリーフレットを平成11年度から作成しており、それぞれ積極的な情報の提供に努めている。

これらのことから、各種広報関係の機能や書類の充実を図り、その配付と周知を徹底する取り組みは、教育目的及び目標の趣旨を実現する上で優れていると判断される。